

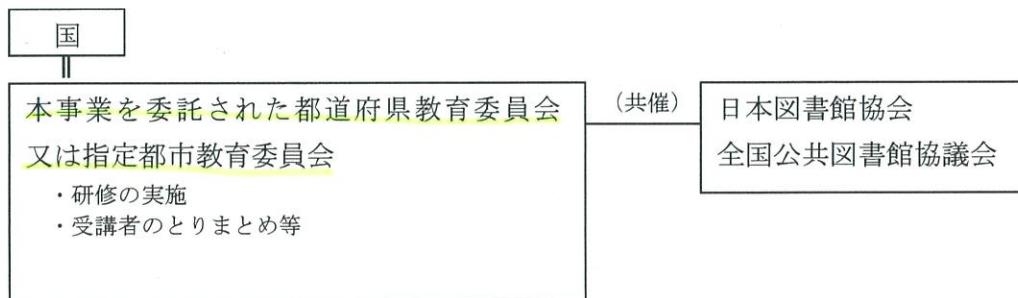
## 図書館地区別研修の実施について（運用指針）

平成25年3月15日

### 1 楽 旨

図書館地区別研修は、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の規定に基づき実施するもので、情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

### 2 事業の実施体制



### 3 注意事項

- (1) 講習料は徴収しないこととする。ただし、受講に要する経費（交通費、食費、宿泊費等）は受講者が負担する。
- (2) 委託対象経費の支出及び積算
  - ① 契約締結及び支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規程の趣旨に従い、経費の効率的使用に努めること。
  - ② 委託費の支出方法は、文部科学省の官署支出官から都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の代表者に支出する。
  - ③ 諸謝金は、労務等を行った場合に支出する謝礼であり、支給規定もしくは単価の決定方法の理由書を添付すること。また、謝金の代替となる金券等の物品による贈与は認められない。
  - ④ 旅費は、会議出席、協力、委員会出席等に必要な金額を計上し、原則として教育委員会等の旅費規程等により、妥当な旅費を設定すること。なお、旅費の執行で発生する、マイレージ・ポイント等の取得等の特典を得ることは認められない。
  - ⑤ 消耗品費は、文具等の購入経費を消費税相当額と併せ計上すること。また、備品は購入しないこと。なお、物品の購入等の際に発生するポイントの取得等の特典を得ることは認められない。
  - ⑥ 印刷製本費は、通知文書、会議資料、報告書等の印刷代とすること。
  - ⑦ 通信運搬費は、研修開催等に必要な開催通知郵送、報告書、パンフレットの宅配等の経費を計上すること。なお、切手等については、受払簿等出入りが適切に管理

できる書類を作成すること。

- ⑧ 会議費は、会議開催等に必要な茶代等の経費とする。原則として文部科学省の会議費支出基準に準じて計上することとし、社会通念上常識的な範囲とすること。また、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの及び酒類の提供は支出できない。なお、会議を開催した場合は、会議費等の支出の証拠として議事録（日時、出席者名を明記したもの）を残しておくこと。
- ⑨ 借料及び損料は、器具機械借料及び損料、会場借料、物品等の使用料及び損料等とする。なお、自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できないこととする。
- ⑩ 保険料は、講師等の演習等における労災保険料とする。
- ⑪ 賃金は、日々雇用の単純労務にあたる者に対するものとする。ただし、委託期間の全期間を通じた継続的な作業にあたる者の雇用については委託費から支出できないこととする。なお、支出にあたっては、出勤簿、賃金支給明細書及び領収書等の関係書類を作成すること。また、社会保険料や雇用保険料、年金保険料、児童手当等が発生する「長期雇用形態」による賃金は認められない。
- ⑫ 雜役務費は、データ入力、発送業務等、研修に要する業務の一部について、専門業者等に請け負わせる経費とする。また、謝金等を支払う際の銀行振込手数料も対象とする。
- ⑬ 事業に係る収入及び支出を記載した帳簿等を備えるとともに、領収書関係書類を整理し、常に経理の状況を明確にしておくこと。
- ⑭ 事業実施による成果物（冊子、報告書等）は、文部科学省担当課に二部提出すること。

#### （3）個人情報の取扱い

事業の委託を受けた教育委員会は、本事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

#### （4）危険負担等

- ① 委託事業の実施に関して生じた損害は、教育委員会の負担とする。ただし、教育委員会の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- ② 委託事業の実施にあたり教育委員会が故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

### 4 その他

#### （1）研修期間

3日間又は4日間で実施することを原則とする。

#### （2）研修テーマ

研修計画の策定及びその実施に当たっては、最新の中央教育審議会の審議内容や以下に例示する報告書等を参考とし、社会の変化に的確に対応した内容とすること。

(参考とする報告書の例)

- ・ 「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」（平成18年3月これからの図書館の在り方検討協力者会議報告）
- ・ 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（平成20年3月中央教育審議会報告書）
- ・ 「図書館職員の研修の充実方策について」（平成20年6月これからの図書館の在り方検討協力者会議報告）
- ・ 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」（平成21年2月これからの図書館の在り方検討協力者会議報告）
- ・ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」（平成24年8月これからの図書館の在り方検討協力者会議報告）

(3) 研修方法（例）

- ① 講義：研修テーマを踏まえ、体系的な内容構成となるよう留意する。
- ② 演習：地域住民とのコミュニケーションを想定し、技術の修得に役立つようなワークショップを取り入れた方法を活用する。レファレンスサービスや情報検索に関する演習のほか、グループによる討論、読み聞かせ等の実習とすることも考えられる。
- ③ 施設見学：ビジネス支援サービスや学校支援などを実施する先進的、モデル的な図書館のほか、研修テーマに関する各種施設、機関の見学を行う。研修効果を高めるために、見学の前後に、見学の目的や活動の実際について意見交換の時間を設けることが望ましい。

(4) 受講対象者

- ① 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験が概ね3年以上の者若しくは研修テーマに関連する業務に従事している者。
- ② 上記①と同等の職務を行うと研修を実施する教育委員会が認めた者。なお、参加の可否に関して疑義が生じる場合には、事前に文部科学省担当課に相談すること。

(5) 修了証書

研修日程のおおむね4／5以上を受講し、研修成果（研修内容、研修成果を踏まえた業務の改善提案・活用方法について等）について、研修終了後2週間以内にレポート（1, 200字程度）を提出した者に修了証書を授与する。

這就是說，我們在研究社會問題時，不能只看表面現象，而要深入到社會的內部，去了解社會的真實情況。

我們在研究社會問題時，不能只看表面現象，而要深入到社會的內部，去了解社會的真實情況。

我們在研究社會問題時，不能只看表面現象，而要深入到社會的內部，去了解社會的真實情況。

我們在研究社會問題時，不能只看表面現象，而要深入到社會的內部，去了解社會的真實情況。

我們在研究社會問題時，不能只看表面現象，而要深入到社會的內部，去了解社會的真實情況。

## 委託契約書

支出負担行為担当官文部科学省生涯学習政策局長 常盤 豊（以下、「甲」という。）と奈良県教育委員会教育長 吉田 青弘（以下、「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

### （実施する委託事業名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の業務の実施を委託するものとする。

- (1) 委託事業名 平成30年度図書館地区別研修
- (2) 委託事業の内容及び経費（別添）事業実施計画書のとおり。ただし、第8条によつた委託事業実施計画変更承認後は、変更実施計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月8日

### （委託事業の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要綱等及び委託事業実施計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### （委託費の額）

- 第3条 甲は、委託事業に要する経費（以下、「委託費」という。）として、750,817円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を別添の事業実施計画書に記載された費目の区分に従つて使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### （契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

### （危険負担）

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

### （第三者損害補償）

第6条 乙は、委託事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

### （再委託）

第7条 乙は、この業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

### （業務の変更）



第8条 乙は、第2-1条に規定する場合を除き、別添の委託事業実施計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業実施計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の彼此流用で、その流用額が各費目のいずれも2割未満（費目の額の2割が5万円未満の場合は5万円）及び費目内の種別間の彼此流用の場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を付することができる。

#### (業務の廃止等)

第9条 乙は、委託事業を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を付することができる。

#### (委託事業完了(廃止)報告)

第10条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、委託事業完了(廃止等)報告書及び第2-7条に規定する支出を証する書類の写を、完了した日又は廃止等の承認の日から10日を経過した日又は平成31年3月8日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

#### (調査)

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、業務の実施について調査するものとする。

#### (額の確定)

第12条 甲は、前条の調査の結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定するものとする。

2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

3 甲は、第1項の額の確定後、乙に対して通知するものとする。

#### (実地調査)

第13条 第1-1条及び前条の調査の実施にあたっては、必要に応じて職員を派遣するものとする。

#### (委託費の支払)

第14条 甲は、第12条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定に拘らざらず、委託費の全部又は一部を概算払ることができる。
- 5 乙は、前項によって支払を受けた委託費によって生じた利子については、委託事業の経費に充てなければならない。
- 6 甲が消費税相当額として支払った金額について、乙が免稅事業者であることにより、不要が生じる場合にあっては、乙は、委託事業の経費に充てるものとする。

(過払金の返還)

- 第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

- 第16条 乙は、委託事業が完了したときは、事業により得られた知見等の報告や各種成果物の提出について文部科学省に行うものとし、その日から起算して10日以内又は平成31年3月8日のいずれか早い日までに、委託事業成果報告書を1部甲に提出するものとする。

(著作権等)

- 第17条 委託事業の実施により発生した著作権がある場合には、原則として、委託事業完了後速やかに甲に帰属させるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第18条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
    - (1) 甲が預託又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。
    - (2) 甲が預託又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3. 乙は、甲が預託又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
4. 甲は、必要があると認めたときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
5. 乙は、甲から預託された個人情報を、委託事業完了後、廃止後、又は解除後連やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
6. 乙は、甲が預託又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
7. 第1項及び第2項の規定については、委託事業を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
8. 乙は、本条に規定する措置及び義務を遵守するため、必要な措置をとらなければならない。

#### (成果の利用等)

第19条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

#### (委託事業の調査)

第20条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

#### (契約の解除等)

第21条 1. 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。  
2. 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

#### (不正行為等に対する措置)

第22条 1. 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託事業の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合は、乙に対して調査を求める、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めたときは、乙に対して実地調査を行うものとする。  
2. 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第23条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した額とする。

(譲合等不正行為に係る違約金等)

第24条 乙は、この契約に関する次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関する次の各号の一に該当するときは、違約金額の10分の1に相当する額のほか、違約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関する第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第25条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあっては、発信の日から、乙から

甲に対するものにあっては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第26条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第27条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第28条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかるわらず第三者に漏らしてはならない。

2. 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(異議の解決)

第29条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の記として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成30年3月20日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
支出負担行為担当官

文部科学省生涯学習政策局長

常 麟 豊 一印

(乙) 奈良県奈良市登大路町3-0番地  
奈良県教育委員会教育長

吉 田 育 弘 一印

奈良県教育委員会  
教育長印

奈良県教育委員会  
教育長印